

○製氷冷凍業の電気税免税に関する請願(第五九号)

○軽油引取税軽減に関する請願(第二七五号)

○軽油引取税引上げ反対に関する請願(第六八四号)(第七四五号)(第七四六号)(第七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第八八三号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二二号)

○防衛施設所在市町村交付金に関する法律制定の請願(第五九七号)

○国有財産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二号の一部改正に関する請願(第六一八号)

○国有財産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一般改正に関する請願(第一五二三号)(第一七〇五号)

○自動車運転労働者の二重処分反対に関する請願(第四七号)

○消防施設整備費国庫補助増額に関する請願(第五九九号)

○公職選挙法改正に関する請願(第一八八号)

○委員長(本多市郎君) これより委員会を開きます。

まず継続調査要求の件についてお諮りいたします。本委員会におきましては、今期方国会開会中議長の承認を得て、地方行政の改革に関する調査を種々行なうて参ったのでありますが、今期国会開会中も引き続き調査を行いたいと存じます。つきましては本院規則第五十三条により、議長にその旨要求書を提出することとして御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認めてさう決定いたします。なお要

求書の内容及びその手続は便宜委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認めてさう取り計らいます。

○委員長(本多市郎君) 次に、今国会開会中における委員派遣の件についてお諮りいたします。お手元に理事會において大体決定いたしました案をお配りいたしました。さらに具体的な人選、日時等については委員長に御一任願うこととして、理事會決定に従って閉会中委員派遣を行うこととして御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認めます。細目決定次第委員長より議長に対し要求書を提出いたします。

○委員長(本多市郎君) 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題に供します。昨日に引き続き質疑を行います。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○中田吉雄君 このただいまの議題と少し広い関連になって恐縮ですが、最近あちこちの地方団体に私一個で現地視察に参りました際に、自治大学の資金調達についていろいろな不満と不満を聞きます。聞いているのですが、予算書を見ますと、昭和三十三年度の予算書には一千万円国が補助するようになっているのですが、その資金の調達について、特に都道府県市町村というような面の負担関係については、はっきりしてもらいたいと思うわけであります。

○説明員(秋山喜市君) 自治大学校の後藤校長が病院に入院加療中でございますので、かわって主幹でございましてお答えいたします。資金調達の点についてでございますが、実は自治大学の寄宿舎の建設につきましては、二十八年度の開校以来各都道府県市町村から非常に強い要望がございまして、このたび三十三年度の予算で一応国庫補助といたしまして一千万円認めていたのだいたいでございまして、建設費といたしましては六千万円かかるのでございまして、これは寄宿舎の収容人員を百八十名ないし二百名と見積りまして、建設主体は財団法人の自治研修協

○説明員(秋山喜市君) 申し落しました。利子の点につきましては公団の借入金につきましては、これは利子が二千万円、それから残った五千万円のうち半分の二千五百万円は、住宅公団からこれを借り入れることに相なっております。残った二千五百万円についてでございますが、これは都道府県市及び町村から借り入れる。かようなことでこの出発いたしました。それぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県から千二百五十万円、これは都道府県というより知事會でございまして、知事會から千二百五十万円、市長會から七百五十万円、全国町村會から五百五十万円、かようなことでそれぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県市町村出資金還付に関する調査でございますが、これにございましては、二十五年間の借入金につきましては、二十年間をもつてこれを償還いたす。知事會及

○説明員(秋山喜市君) これはそれぞれ市町村、町村會のそれぞれの出資金につきましては、二十三年間をもつてこれを償還いたす、かようなことでございまして、今後は都道府県ないし市町村、この団体には一切御迷惑をかけませんで、これら全部の中央の全国代表団体から借り入れまして、これを二十三年間にわたって返済する、償還するということには十分確信を持っております。かようなことでござい

○中田吉雄君 これは均等償還となつて、大体以上のようなことでござい

○説明員(秋山喜市君) 申し落しました。利子の点につきましては公団の借入金につきましては、これは利子が二千万円、それから残った五千万円のうち半分の二千五百万円は、住宅公団からこれを借り入れることに相なっております。残った二千五百万円についてでございますが、これは都道府県市及び町村から借り入れる。かようなことでこの出発いたしました。それぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県から千二百五十万円、これは都道府県というより知事會でございまして、知事會から千二百五十万円、市長會から七百五十万円、全国町村會から五百五十万円、かようなことでそれぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県市町村出資金還付に関する調査でございますが、これにございましては、二十五年間の借入金につきましては、二十年間をもつてこれを償還いたす。知事會及

○説明員(秋山喜市君) これはそれぞれ市町村、町村會のそれぞれの出資金につきましては、二十三年間をもつてこれを償還いたす、かようなことでございまして、今後は都道府県ないし市町村、この団体には一切御迷惑をかけませんで、これら全部の中央の全国代表団体から借り入れまして、これを二十三年間にわたって返済する、償還するということには十分確信を持っております。かようなことでござい

○中田吉雄君 これは均等償還となつて、大体以上のようなことでござい

○説明員(秋山喜市君) 申し落しました。利子の点につきましては公団の借入金につきましては、これは利子が二千万円、それから残った五千万円のうち半分の二千五百万円は、住宅公団からこれを借り入れることに相なっております。残った二千五百万円についてでございますが、これは都道府県市及び町村から借り入れる。かようなことでこの出発いたしました。それぞ

○説明員(秋山喜市君) 申し落しました。利子の点につきましては公団の借入金につきましては、これは利子が二千万円、それから残った五千万円のうち半分の二千五百万円は、住宅公団からこれを借り入れることに相なっております。残った二千五百万円についてでございますが、これは都道府県市及び町村から借り入れる。かようなことでこの出発いたしました。それぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県から千二百五十万円、これは都道府県というより知事會でございまして、知事會から千二百五十万円、市長會から七百五十万円、全国町村會から五百五十万円、かようなことでそれぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県市町村出資金還付に関する調査でございますが、これにございましては、二十五年間の借入金につきましては、二十年間をもつてこれを償還いたす。知事會及

○説明員(秋山喜市君) これはそれぞれ市町村、町村會のそれぞれの出資金につきましては、二十三年間をもつてこれを償還いたす、かようなことでございまして、今後は都道府県ないし市町村、この団体には一切御迷惑をかけませんで、これら全部の中央の全国代表団体から借り入れまして、これを二十三年間にわたって返済する、償還するということには十分確信を持っております。かようなことでござい

○中田吉雄君 これは均等償還となつて、大体以上のようなことでござい

○説明員(秋山喜市君) 申し落しました。利子の点につきましては公団の借入金につきましては、これは利子が二千万円、それから残った五千万円のうち半分の二千五百万円は、住宅公団からこれを借り入れることに相なっております。残った二千五百万円についてでございますが、これは都道府県市及び町村から借り入れる。かようなことでこの出発いたしました。それぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県から千二百五十万円、これは都道府県というより知事會でございまして、知事會から千二百五十万円、市長會から七百五十万円、全国町村會から五百五十万円、かようなことでそれぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県市町村出資金還付に関する調査でございますが、これにございましては、二十五年間の借入金につきましては、二十年間をもつてこれを償還いたす。知事會及

○説明員(秋山喜市君) これはそれぞれ市町村、町村會のそれぞれの出資金につきましては、二十三年間をもつてこれを償還いたす、かようなことでございまして、今後は都道府県ないし市町村、この団体には一切御迷惑をかけませんで、これら全部の中央の全国代表団体から借り入れまして、これを二十三年間にわたって返済する、償還するということには十分確信を持っております。かようなことでござい

○中田吉雄君 これは均等償還となつて、大体以上のようなことでござい

○説明員(秋山喜市君) 申し落しました。利子の点につきましては公団の借入金につきましては、これは利子が二千万円、それから残った五千万円のうち半分の二千五百万円は、住宅公団からこれを借り入れることに相なっております。残った二千五百万円についてでございますが、これは都道府県市及び町村から借り入れる。かようなことでこの出発いたしました。それぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県から千二百五十万円、これは都道府県というより知事會でございまして、知事會から千二百五十万円、市長會から七百五十万円、全国町村會から五百五十万円、かようなことでそれぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県市町村出資金還付に関する調査でございますが、これにございましては、二十五年間の借入金につきましては、二十年間をもつてこれを償還いたす。知事會及

○説明員(秋山喜市君) これはそれぞれ市町村、町村會のそれぞれの出資金につきましては、二十三年間をもつてこれを償還いたす、かようなことでございまして、今後は都道府県ないし市町村、この団体には一切御迷惑をかけませんで、これら全部の中央の全国代表団体から借り入れまして、これを二十三年間にわたって返済する、償還するということには十分確信を持っております。かようなことでござい

○中田吉雄君 これは均等償還となつて、大体以上のようなことでござい

○説明員(秋山喜市君) 申し落しました。利子の点につきましては公団の借入金につきましては、これは利子が二千万円、それから残った五千万円のうち半分の二千五百万円は、住宅公団からこれを借り入れることに相なっております。残った二千五百万円についてでございますが、これは都道府県市及び町村から借り入れる。かようなことでこの出発いたしました。それぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県から千二百五十万円、これは都道府県というより知事會でございまして、知事會から千二百五十万円、市長會から七百五十万円、全国町村會から五百五十万円、かようなことでそれぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県市町村出資金還付に関する調査でございますが、これにございましては、二十五年間の借入金につきましては、二十年間をもつてこれを償還いたす。知事會及

○説明員(秋山喜市君) 申し落しました。利子の点につきましては公団の借入金につきましては、これは利子が二千万円、それから残った五千万円のうち半分の二千五百万円は、住宅公団からこれを借り入れることに相なっております。残った二千五百万円についてでございますが、これは都道府県市及び町村から借り入れる。かようなことでこの出発いたしました。それぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県から千二百五十万円、これは都道府県というより知事會でございまして、知事會から千二百五十万円、市長會から七百五十万円、全国町村會から五百五十万円、かようなことでそれぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県市町村出資金還付に関する調査でございますが、これにございましては、二十五年間の借入金につきましては、二十年間をもつてこれを償還いたす。知事會及

○説明員(秋山喜市君) これはそれぞれ市町村、町村會のそれぞれの出資金につきましては、二十三年間をもつてこれを償還いたす、かようなことでございまして、今後は都道府県ないし市町村、この団体には一切御迷惑をかけませんで、これら全部の中央の全国代表団体から借り入れまして、これを二十三年間にわたって返済する、償還するということには十分確信を持っております。かようなことでござい

○中田吉雄君 これは均等償還となつて、大体以上のようなことでござい

○説明員(秋山喜市君) 申し落しました。利子の点につきましては公団の借入金につきましては、これは利子が二千万円、それから残った五千万円のうち半分の二千五百万円は、住宅公団からこれを借り入れることに相なっております。残った二千五百万円についてでございますが、これは都道府県市及び町村から借り入れる。かようなことでこの出発いたしました。それぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県から千二百五十万円、これは都道府県というより知事會でございまして、知事會から千二百五十万円、市長會から七百五十万円、全国町村會から五百五十万円、かようなことでそれぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県市町村出資金還付に関する調査でございますが、これにございましては、二十五年間の借入金につきましては、二十年間をもつてこれを償還いたす。知事會及

○説明員(秋山喜市君) これはそれぞれ市町村、町村會のそれぞれの出資金につきましては、二十三年間をもつてこれを償還いたす、かようなことでございまして、今後は都道府県ないし市町村、この団体には一切御迷惑をかけませんで、これら全部の中央の全国代表団体から借り入れまして、これを二十三年間にわたって返済する、償還するということには十分確信を持っております。かようなことでござい

○中田吉雄君 これは均等償還となつて、大体以上のようなことでござい

○説明員(秋山喜市君) 申し落しました。利子の点につきましては公団の借入金につきましては、これは利子が二千万円、それから残った五千万円のうち半分の二千五百万円は、住宅公団からこれを借り入れることに相なっております。残った二千五百万円についてでございますが、これは都道府県市及び町村から借り入れる。かようなことでこの出発いたしました。それぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県から千二百五十万円、これは都道府県というより知事會でございまして、知事會から千二百五十万円、市長會から七百五十万円、全国町村會から五百五十万円、かようなことでそれぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県市町村出資金還付に関する調査でございますが、これにございましては、二十五年間の借入金につきましては、二十年間をもつてこれを償還いたす。知事會及

○説明員(秋山喜市君) これはそれぞれ市町村、町村會のそれぞれの出資金につきましては、二十三年間をもつてこれを償還いたす、かようなことでございまして、今後は都道府県ないし市町村、この団体には一切御迷惑をかけませんで、これら全部の中央の全国代表団体から借り入れまして、これを二十三年間にわたって返済する、償還するということには十分確信を持っております。かようなことでござい

○中田吉雄君 これは均等償還となつて、大体以上のようなことでござい

○説明員(秋山喜市君) 申し落しました。利子の点につきましては公団の借入金につきましては、これは利子が二千万円、それから残った五千万円のうち半分の二千五百万円は、住宅公団からこれを借り入れることに相なっております。残った二千五百万円についてでございますが、これは都道府県市及び町村から借り入れる。かようなことでこの出発いたしました。それぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県から千二百五十万円、これは都道府県というより知事會でございまして、知事會から千二百五十万円、市長會から七百五十万円、全国町村會から五百五十万円、かようなことでそれぞ

○説明員(秋山喜市君) これは都道府県市町村出資金還付に関する調査でございますが、これにございましては、二十五年間の借入金につきましては、二十年間をもつてこれを償還いたす。知事會及

物件災害共済組合及び市有物件災害共済組合、町村會については自治協會でございまして、それぞれいわば火災保険のあれから知事會なりそれから市長會、町村會等が借り入れまして、これをこちらに出資しておるわけでござい

○中田吉雄君 そういふところに持っている金が無利息で、ただいまの御説明でもわかったように無利息ですからね。その点について、それは地方自治を實際推進する職員の研修のためで、趣旨としては非常に賛同であるが、当然さういふ共済組合等のものであれば、それを運営すれば、それぞれ利息が入ってくるのだ。それをまあ無利息で割り当てられて、これをつ

○説明員(秋山喜市君) 大臣がおられれば必要なら私はさういふ措置でなしに、もつと国が、やっぱり地方自治振興のために一千万円の補助というやうなことでなしに、やらるべきじゃないかと思ふのですが、大体さういふ……これはどうして財団にされたのですか。第一その理由はどこにあるのですか。

○説明員(秋山喜市君) 実は財団法人といたしますことによりまして、実は自治研修協會という名前をもって出発したわけでございまして、国庫補助の形でございまして、それから住宅金融公庫その他住宅公団にいろいろ折衝いたしまして、結局住宅公団にお願

住宅公団はあくまで、やはり原則として貸し付けて、そして工事その他をやつていただく。かような建前に相

なっておりますことと、それから本来これが、都道府県、市町村の強い要望によりましてこれを作った次第でございます、当然それらの団体が参加いたしますところの団体といたしまして、この財団法人の自治研修協会というものができ上った。かようなことでございます。

それから一つ申し落しましたが、利子の分につきましては、これを御出資願いまして、宿舎につきましてそれぞれ知事会、市長会及び町村長会がこれについて持ち分を持っていただく。かようなことに相なるわけでござい

す。

○中田吉雄君　しかしこの自治大学の研修生が来て、その宿泊料で返していただけるわけですか。その程度だけでこれは償還できるのですか。たった一千万円、六千万円の工事費であと五千万返せま

す。

○説明員(秋山喜市君)　これは最後の付表に出ておりますように、大体一人当たり二千万ずつの使用料を徴収いたしております。で、一人当たり二千万でござい

ますので、最も少な

にみまして、最も少な

にみまして、最も少な

にみまして、最も少な

にみまして、最も少な

からこれはどこに建てるのですか。

○説明員(秋山喜市君)　三千坪の敷地につきましては各方面をういぶん探したのであります。どうしてござい

ませんで、非常に狭い所ではありま

したが、自治大学がちょうど三千坪あり

まして、たまたま三百三十坪ほどの空

地がございまして、国有地でござ

います。これを法人が借り受けまし

て、そこに建設する、かような予定で

おる次第でござい

ます。

○中田吉雄君　それではこの問題はこ

の程度にしまして、衆議院の付帯決議

の一・五という措置が、来年度法案改正

でなされるというたしまして、本年度予

算化されておる千八百六十七億七千余

万円、それから三十一年度の繰り返し

て、使う八十六億、合計してどれほど

ふえることになりますか。三十一年度

の精算分もあるでしょうし、自然増そ

の他と見合せて、本年度の地方交付金

の合計と三十一年度とどうなります

か、その点一つ。

○政府委員(小林三三三君)　これは

ちよつと正確には数字の見直しはでき

ませんが、現在の国税三税を基礎にし

て計算をしますと百八億ぐら

いにないま

す。それから今の三十一年度の決算

分がこれはあるわけですか。これはこ

の間補正予算で百十億使いましたが、百

十億のはかに、これは百億をこえる見

当をつけております。やはり同額ぐら

いになるだろうという見当をつけてお

ります。その繰繰り越し分が三十二年

度に入ってくるわけですか。そのほかに

要するに国税三税の自然増の伸びが、

これは今年同様であるべきはずがない

のでありまして、伸びが相当にあるだ

ろうと思ひます。この伸びが一体どれ

だけあるかという問題でございまして、

伸びれば伸びるだけの二七・五％分は

交付税になるわけですから、かりに国

税の方で三・四億伸びれば百億見当

出てくるだろうと思ひます。その伸びの

工合がちよつとわれわれも見当がつき

かねますが、ある程度伸びるに違いな

い。そういたしますと、それに見合う

金額が当然に純増になります。こう

いう見通しを立てております。

○中田吉雄君　そうしますと、三十二

年度は千八百六十七億七千に八十六億

ですか、加えて、千九百五十四億で

すか、それから三税をまあ今年通りと

か、それから三税をまあ今年通りと

りにして、二七・五にすると、千九百

七十六億ですか、それに精算分、それ

から伸びと、それを少し、やはりもう

いう作業もやってみておられると思

うのですが、われわれは予算委員会にお

きまして、大蔵大臣から昭和三十一年

度の決算で税収の伸びは千億、それ

にまあ三税に該当するものがどれだけ

あるかまだわからないですが、まあ四

百四十億使っているでしょう。あとの

残りは、一体はつきり三税は幾らに

なっているのですか。お宅の方は正確

に調べておられるでしょうから、三税

の伸びはどうなんでしょうか。

○政府委員(小林三三三君)　これはま

あわれわれも正確な数字はわからぬの

ですが、大体九百億ぐら

いにあるだ

ろうという

てござい

ます。交付税の基礎に

なる数字でござい

ますね。それでござ

いますから、かりに九百億とすれば、そ

れのもあ二五％は当然にこちらの方

でももらえるので、繰り越し分になるわ

けでござい

ます。それで百八億は今の

現在の三税を基礎にして一・五％分

すね、今年の予算を基礎にして、三十二

年度も伸びがあるでしょうが、交付税

の伸びは

の伸びは

の伸びは

の伸びは

は本年度よりまあ三百億足らずふえようという事で、これまでの、三十一年度から三十二年度の財政計画の伸び等をみてその無理なしにやれる、もう問題は解決したというようなことになるでしょうが、来年度決議に出ているような勤務地手当とか、何ですか、ああいうものだけしかそう本年度の財政計画に大幅に伸びるものはないのですか、どうなんですか、その関係は。

○政府委員(小林三三三君) これは来年度にいかなる新しい要因で問題が起るかという事は、現在のところ全然見当がつかぬわけでございます。今の考え方は、現在を基礎として、そして現在までにおけるいろいろな問題を、こういう措置によって解決しよう、という前提でございまして、新しい事態が起って新しい問題が起れば、それに対応する対策はそれぞれしかるべく、これは当然検討すべきことになろうと存じているのでございます。

○中田吉雄君 田中長官にお尋ねしますが、いろいろ御努力を願って、来年度は二七・五にしたいだけという御配慮をいただいたのですが、三十一年度の精算分、来年度の三税の伸び等をみても、地方交付税は本年度より三百億程度しかふえない、地方税の伸びもあるでしょうが、私はこれではそう地方財政の懸案が一挙に解決したというふうにはまだとれぬじゃないか、特にやはいり来年度は公債費の中でも直轄事業の分担金について、ほんとうにその分担率、分担方法、金利というふうなものについて、やはり一応公債費の解決に橋頭堡を打ち込まれたのだから、私はやはりその四分の一とか二分の一の負担額、それからその関係する

る府県の配分方法、利子の率というふうなものとの本格的に取り組んでいただかねばならぬし、それが衆議院の決議になったのだと思いますが、大蔵省との折衝をしていただいて、来年度は無利息にしたり、負担率をまた軽減するようない見直しというものは、いかがなものでしょうか。

○国務大臣(田中伊三三君) まず交付公債の無利子の措置でございますが、この主張はあくまでも貴院の決意を持っておりまして、まず私と大蔵大臣との間の話し合いをいたしますまでに、やはりこの問題は事務的な折衝といふものも大事である、こう考えまして、目下盛んに事務的折衝をやられている、そのさなかに御決議をいただいたという事情になっております。これはまあありのままの見直しを申し上げますと、そういう見直しを申し上げることもおかしいのでありますが、無利子の主張をいたしまして、これが文字通り直ちに無利子になるというふうには私は見通しはつけていないのであります。しかしながら、相当なる幅にわたって第一段としてとりあえず軽減をされる、引き下げが行われる、続いてさらに引き下げを行うというふうな段階を経まして、終局するところは無利子に持ち込んでいくという努力をいたしておりますが、それは腹の中を申し上げておきまして、それは表面はあくまでもこの交付公債の性質上、これは直轄工事の場合でありますから、この場合は無利子でなければ筋が立たぬという筋論を盛んにやりました、事務的な折衝を継続しているというので

ございます。それから、一般の公債費の六分五厘を六分三厘にとりあえず引き下げたという問題でございますが、これもこのままにしておく考えはないのであります、少くとも最低限度六分にはして、さらには六分五厘を六分にはしたい、こういう考え方で、これも回を重ねて交渉を続けてきたような経過になっておりますが、大蔵省の方としまして、とりあえず二厘を落そうという事で、六分三厘という方針になってきておられるわけでありまして、下がる傾向にはおかれておられるという状態でありまして、これも引き続き努力していきたい、こう考えます。

○中田吉雄君 昨日大臣御欠席でしたが、交付公債の各府県別の配分を見ましても利根川流域の関係府県のこときは、少いので十一億、多いので二十億、しかも再建団体に指定されておる千葉等のごときは赤字が十六億だ、それを交付公債が三億も上回っておる。新潟のごときは二十億も交付公債を出している。これはそのときに直接交付公債で分担金が納付できるからという安易な気度で、受けやすいような形で負担が軽減されているのですが、これは私は、関係府県にとつて非常に大きな財政的加重を加えて、それがまた他の関係のない府県にも交付金の配分等で波及して行くという事で、私は関係の各府県を調べてみて、少いので十一億、多いので二十億という非常に巨額な大規模な直轄工事を、四分の一もたせるといふこと自身が、すでに非常に無理じゃないか。さらにそれに高利をかけるというやうなことで、やはり私は、公債費問題にある程

度の解決の方途を見出だしていただきたい現在、この問題と一つ本格的に取り組んでいただきたい。国会もすむわけですから、一つその負担の割合、またその配分においても非常に地域的に関係府県の配分においてもアンバランスがあります、その利率というやうな三点においては、これまた四百億近い交付公債があるわけですから、これを相当程度解決していただければ、私は、それだけで、全然関係のない府県に対しても、その余波は交付税の配分上もはかり知れないものがあると思ひますので、すぐ来年度予算の編成というこ

これは主として私たちは国からの配分の額、そのワクの拡大ということを中心にしてやったのですが、その与えられたワクの中で、どう合理的に交付税を都道府県や市町村に配分するかという、ワクの拡大に劣らず重要な問題があつてたくさん質問したいことがあるのですが、もう時間もありませんので少しお尋ねして、技術的な問題ですが、その一つとして基準財政収入を、府県は百分の八十、市町村は百分の七十というものを、標準税収入にもっと近づけるような措置をすることが、ワクの中の配分を均衡化する問題じゃないか。私もかつては地方自治の範囲をせざるものとして異論を持つておつたのですが、最近いろいろ調査してみても、この問題はやはり基準財政収入を標準税収入に可及的に接近さしていかなければならぬという意見をもつのですが、技術的にどうでしょう。

○説明員(柴田護君) その御意見は古く平衡交付金時代からあるわけでございます。常に検討はいたしておりますが、御意見の中心は、府県については八〇%の基準税収入をもつと上げろという御意見であらうし、市町村分については七〇%を八〇%ないしはそれ以上上げてはどうかという御意見だと思ひますが、基準財政需要額に見込みます経費を、一々全団体に付いてあります経費を全部拾つて参りますと、そのことは比較的簡単なのでございますが、どうしても全国五千に余ります団体の財政需要を網羅いたしますことは、事実問題としては技術的に不可能であるし、また先ほどちよつと申されましたように、自治という観点から全部拾いきることはいかかかと考えておりました、おのずからそこを経費の普遍性と申しますか、そういう観点から現在七〇%、八〇%方式を踏襲しているわけでございます。問題は、経費の種類、内容といふものを全団体にいいて網羅的に拾ひ上げられるかどうかということになるのではないかと従ひまして、そういう観点と、それから現実の財政の調政といふことを考えあわせれば、どの団体にも普遍的にあり得る経費については、その基準財政需要額の見方といふものなるべく百パーセント見てゆく。そうでない比較的自由的な事務の多いものについては、拾い方を、どちらかと申しますと精密でない、ある程度の精密を欠くこともやむを得ないとする、こういう考え方に

なっております。そうしますと、どうしてもその精密を欠く部分については、それに見合う税収入といふものを置いておかなければ、実際問題として団体の財政運営に困るわけでありまして、基準財政需要額と見合っ

います。常に検討はいたしておりますが、御意見の中心は、府県については八〇%の基準税収入をもつと上げろという御意見であらうし、市町村分については七〇%を八〇%ないしはそれ以上上げてはどうかという御意見だと思ひますが、基準財政需要額に見込みます経費を、一々全団体に付いてあります経費を全部拾つて参りますと、そのことは比較的簡単なのでございますが、どうしても全国五千に余ります団体の財政需要を網羅いたしますことは、事実問題としては技術的に不可能であるし、また先ほどちよつと申されましたように、自治という観点から全部拾いきることはいかかかと考えておりました、おのずからそこを経費の普遍性と申しますか、そういう観点から現在七〇%、八〇%方式を踏襲しているわけでございます。問題は、経費の種類、内容といふものを全団体にいいて網羅的に拾ひ上げられるかどうかということになるのではないかと従ひまして、そういう観点と、それから現実の財政の調政といふことを考えあわせれば、どの団体にも普遍的にあり得る経費については、その基準財政需要額の見方といふものなるべく百パーセント見てゆく。そうでない比較的自由的な事務の多いものについては、拾い方を、どちらかと申しますと精密でない、ある程度の精密を欠くこともやむを得ないとする、こういう考え方に

て検討すべきものだと考えております。現地の基準財政需要の算定の技術的な現段階では、その程度の税収入を基準財政収入のワタ外に置くことはやむを得ないというふうに考えております。

○中田吉雄君 この基準財政収入ですが、普通税だけの百分の八十、市町村は百分の七十、そうしてまだ相当そのワタの外のものもあり、このアンバランスもかなり私はいろいろ税を拾ってみるとあると思いますし、数千の市町村といわれましたが、あの平衡交付金当時は少くとも九千幾らの町村が多かった。それが少くとも三分の一にして、前に平均五千であったものが一万二、三千の市町村の規模になって、少くとも百分の七十にしてあった前提というものはある程度私は崩れていくと思うのです。柴田理論から言っても、そのときは少くとも一万近い最もバラエティの富んだ精緻な平衡交付金をもつても網羅できないという、そういうことがあったのだが、すでに三分の一に整理されて非常にホモジニアスな、計算は非常に容易になるようになって、私はそういうこともからんでやはり市町村においても、府県はたしか百分の七十から八十に上げたと思いませんか、百分の七十ということは考慮してみてもいいのじゃないか。町村合併による規模の拡大、市町村の性格の等質性、質が同じになったというように点から十分それが把握できる、実態に沿うような収入が把握できるのじゃないかと思うのですが、それはいかがですか。

○説明員(柴田謙君) 合併の結果とい

たしまして、経費が効率的になってきたという点は御指摘の通りであります。従いましてその他諸費のようなものになってきますならば、あるいはまた教育費のうちでも小、中学校の経費といったようなものにつきましては、御指摘の点があるかと思ひますが、たとえば産業経済費といった面になってきますと、なかなか商工行政費あるいはその他の行政費ということになって参りますと、これは依然として質の異なる、まことに多様性に富んでおるのであります。それを無理に一定の規格に当てはめまして基準財政需要額として算定することは、自治活動という点から考えまして私はいかがかと考えます。

○中田吉雄君 この地方交付金の配分について、各府県市町村等から計算方式について、いろいろ陳情や希望があると思うのですが、そういうものを實際一覽表でも出していただいて、ほんとうにこういふ理論が一体的に、ほんとうにマッチしているのだということ、私はそれはまあやっていく人は自分やがっていることが一番正しいというふうな考えれば、またそういう多額な金も出せるのですが、かなり理論的にも、きょうは時間がありませんが、補正係数の問題、そういう基準財政収入の割合等についてもいろいろあるのですから、私はきょうは時間があるの

ので、特に交付金のこの迷路とも言われる補正係数についていろいろ質問したいわけですが、時間がありませんのできやうはありますが、一つ各府県市町村等からいろいろこういう点は改めてほしい、という希望が財政課に出ていると思ひますので、一つそうい

うものをまとめて出していただきたいこと、補正係数は検討されるのでしようか、どうなんですか。

○説明員(柴田謙君) 今御要求のありました点は文書にいたしまして、後日御報告申し上げたいと思ひます。

補正係数につきましては御指摘のよういろいろな問題がございます。先ほどお言葉にありました、人口百七十万の団体あるいは人口十万人の団体が事実上変わつておるのがおかしいじゃないかという御意見も、そのこと自身といたしましてはごもっともな点でございますが、人口十万人の団体を上げるか下げるかという問題も、実は今回単位費用を改訂いたします際に考えたのでござい

ます。問題は人口十万人の団体を基礎にして単位費用をきめましても、あとはその補正をどうするかという問題で解決するものでもあるし、現在特に人口が十万人、あるいは人口百七十万の団体を要するべき理由はないじゃないか。まあ主として技術的理由であり、ますからそういう観点から、この際団体の標準というものは据え置くということにしたのであります。従いましてどうしても補正係数の作業を全面的にやり直さなければならぬということになるわけでございまして、現在昨年の秋からやつております作業をまともに

かかっております。まあやり方は、補正係数の各段階につきまして、全国の市町村の実態について去年の秋調査をいたしました。府県につきましては去年の夏調査をいたしました。その調査の結果の実財政需要額と、現在の補正係数によって算定されております財政需要額の比率を見て、その中身を分析を

かけているものは直していただく、こういうことになるわけであります。補正係数の改訂作業で非常に重点を置いておりますものは、実は態容補正係数でございます。態容補正係数というものが、従来は主として勤務地手当の中心に考えておったのでござい

ますが、この職員構成差といふものだけで態容補正係数を組むこと自身には、実は基本的な疑問があるものであります。態容補正係数の本質的なものは、行政の数値の増減によって行政の質的な内容が変つてくる。一例を申し上げますならば衛生費をつかみましても、人口十万人の都市の衛生費といふものと、それから人口十五万人の都市の衛生費といふものの内容は質的に違ひ、施設が違つていくわけであります。施設構造も内容も違つてくるわけであります。そういうものの因子といふものが十分に織り込まれていない。この点を直すことに主力をおいて改訂作業をやつておる次第でございます。

○中田吉雄君 その作業がなかなかめんどろで、實際この地方公共団体に対する最終額がなかなかきまらぬ。そこで地方公共団体は、年間のほんとうの実態に沿う予算が組みにくいという関係もあるのですが、これは府県と市町村といふふうに分けて、たかさんの補正係数を使つてやるのですが、そういうやり方をやめちやうと、人口とか歳出規模といふようなものを中心にして、補正係数をあまり使わずに特交をふやしてやるというふうなことは、實際でございせんか。

○説明員(柴田謙君) 交付税の思想のもとには地方財政平衡交付金にあるわけでありまして、地方財政平衡交付金の制度の基本的な考え方、やはり財源補償という考え方が根底にあるわけでございます。まして、交付税制度もやはりその思想を基本的に受けておるわけでありまして、ただ補償の仕方は長期的なものであつて単年度ごとのものではございせんけれども、やはり財源を補償するという機能が交付税制度の中に流れている。従つてそうなりますと、財源の補償という観点からはやはり経費といふものを細分して、きちっとした理想図を描いて、それに見合う経費を見ていくというのが建前であり

の配分の不手際で、非常に理論的には精緻なようだが、たくさんの方々にマッチしない、そういう技術的な問題だということも数々指摘している点もあります。まあ一つ補正係数の値をきめられる際には、一つあまり自尊心ばかり強くないで、そういうことも一つ謙虚に、この国会図書館の立法調査調査局でもかなりこれについて鋭い分析をいたした論文も出ています。それから大蔵省の金融財政月報を見てもなかなかしろろとの大蔵省とは思えないほど深い研究をやっていますので、そういうものも一つ参考にして、同じこの類の態容だと思われのにも、はなはだしく特交その他がアンバランスに配付されて、常識とはかけはなれたようなことがまあ非常にたくさんあるんです。また立法調査調査局でやったのは、類似の市でけたはずれに五千万も六千万も、人口十万人ぐらいで違ふというような例なんかも出してやっていますので、そういうのも検討していただきたいし、それはいろいろ作業ができるのです。

○説明員(桑田護君) 補正係数の作業は大体五月一ぱい、六月の初めにはおよその案ができ上って試算に入ります。

○中田吉雄君 できましたら専門員でも通じて国会にも出していただきたいと思ひます。いろいろありますが、まあ閉会中にも調査があるでしょうからそういうときにいろいろ審議させていただきますか。

それから一つ、昨日長官御不在でしたが、県営発電を、地方財政が足らぬのですから起債を起して、そして県営

発電なり市町村で発電をやつて財政を豊かにしようというので自治庁も大へん力を入れておられる。多くの県営発電は採算がペイしているようですが、しかし実際聞いてみますと、なかなかこれが有利な立場で発電されておられないのが多いのです。せっかく国の資金を借りてやっていますのだから、その発電その他について原価計算その他十分指導をしていただいて、この電力資本にねじふせられたりすることのないように、一つ発電を有利にできるような指導を一つしていただくことを希望して私の質問を終わります。

○加瀬完君 財政部長に伺いますが、三十年の決算を見ますと、大体財政計画に対応する決算と、初めの計画ですね、歳入歳出で大体六百億ぐらゐの差が出ております。しかしその地方税の分だけを調べてみますと、計画が三千五百七十六億、決算が三千五百六十七億で九億程度しか差が出ておられない。全体の歳入歳出は非常に差が出ておりますけれども、地方税の差というのはほとんどないというところは、二十八年度あたりから大体この六百億前後のアンバランスというものを地方税にかぶせて参りましたので、ぎりぎり取れる地方税は取つちまつた。十億ぐらゐの差しかないというところは、地方税をぎりぎり取り尽してしまつてこれ以上地方税の伸びというものを期待することは無理だと、こういうことが言えると思ひますが、これはお認めになりますか。

○政府委員(小林興三君) 今の問題は要するに決算額と財政計画額との違いの問題ですが、今仰せになりました数字はちよつと私のところの手にある数字と違います。これは二百三十億

の数字が次第に昔よりも近過ぎておるの、税の伸びというものが極限まで行つていゝのではないかと尋ねがございましたが、それはそうでなしに、税の伸びという問題よりも、税の見込みの把握が、自治庁の方でまあ真実に近いように正確にできるようになつたと、そういうことでございまして、伸びるか伸びぬかということと別問題だと思ひます。

○加瀬完君 あなたのおっしゃる通り受けますと、こういうことはそれでは言えますね。自治庁が非常によく調査をして、大体初め計画した額とそれ以上オーバーするような額は、とうとうかむようになつてしまつたので、結局計画以上にもう地方税というものの伸びを考へるということとは相当無理だ、これはよろしうございませうか。

○政府委員(小林興三君) それはそういうことはございせんので、まあ三十年度の決算でもそうです。おそろく三十一年度の決算ぐらゐになれば、はるかに決算額の方がやはり見積りより多いだらうと思ひます。ですから税がとれるかとねかという問題は、やはりそのときの経済状況その他が基礎になつておりまして、おそらくは三十一年度の決算は相当の開きが私はあるだらうと思ひます。

○加瀬完君 ここでこれは交付税の算定をするのに重要な基礎になりますので、はつきりしたいと思ひますが、一応計画した地方税というものと、三十一年度の決算に現れた総額というものに狂いがなくなつて来た。これはお

認めになるでしょう。地方税だけです。

○政府委員(小林興三君) 三十一年度の決算見込額と地方財政計画との上で、地方税の総額ではやはり二百三十八億の狂いがあるのです。二百三十八億決算額の方が多くなつております。ですからおそろく三十一年度でこれくらい狂いは私はあらうと思つておるのでございませう。

○加瀬完君 その資料はどういう計算ですか。地方税だけでそうなるのですか。

○政府委員(小林興三君) これは自治庁のこれはお手元にある資料と違ふのかもしれないが、三月十六日に自治庁で作つた資料でございまして、財政計画額が三千五百七十六億七千万円、これは合つております。それで決算額の数字が三千八百四十四億九千万円、それで差額が二百三十八億二千万円、決算の方がプラスになつていゝる数字が手元にあるわけでございます。

○加瀬完君 そうしますと、本年の財政計画を作る初めに、地方財政における収支の見込額を自治庁が一応想定をしたわけでありまして、その想定をした見込額と決定額では、この前申し上げた通り三百六十億ぐらゐ違つておりますが、これはまあ大蔵省といひますか政府の見方が正しくて、自治庁の見方は誤まつておる。初めの見込額として自治庁が計上したものはやはり過小であつた、こういう点をお認めになるのですか。

○政府委員(小林興三君) これは三十二年度の予算編成当時のあの数字の変化の問題でございませう、これは

○加瀬完君 それでは一応それを認めるとしても、その税源がどういふような傾斜を持つていゝるかという点で、日本経済の発展率という資料によりまして、三十年に對して三十一年度は一二%の増でありますけれども、農林水産生産水準というものは三・六%落ちていゝる。これが反映しまして分配国民所得を見ますと、農林水産では三十年、三十一、三十二年度の總計を見合ひました構成比率では一九・三、一六・一、一四・八と落ちていゝる。このことは神武景氣とか何とか一般が非常に景氣の上昇を伝えられておりますけれども、地方によりましては税源がむしろ減退しておる、こういうことを表わしておると思ひます。これはあなたの方の總計でも、たとえば東京、大阪、神奈川、愛知、兵庫、福岡、こういう大都市県といふもので府県税の税収増の内訳を見ると百七十三億、残つたもので百三十五億といふものに明らかに片寄つておる。こうでありますと、この地方税の伸びというだけで地方団体の財政をある程度期待していくというわけには参らない。どうしても交付税といふものの率をふやすといふことでなければ、財政的には解決のできない地方団体といふものが残つてしまふと思ひます。が、この点はお認めになりますか。

○政府委員(小林興三君) これはその通りでございまして、国税の伸びと地方税の伸びとが百パーセントバランスがとれること、おまけにそれがそれ

その地方税においても、団体間において百パーセントのバランスがとれるかといふ経済の実態が違いますが、これは全く食い違つておる。全くと言へば語弊がありますが、概端に言へばそういうことがあると思ひます。それでありますから、当然その間の調整を交付税でせざるを得ない。それで交付税といふことはその調整が必要だ、ある程度確保されることを考えざるを得ない、これは当然に言えるだらうと思ひます。

○加瀬完君 そうすると、あなたの方でも地方交付税の運営の基本をきめてあります第三の三項ですか、この内容にはほど遠い実態であるということはお認めになるわけですね。

○政府委員(小林三三三) 交付税法に書いてある実態にはほど遠い、そのほど遠いということがむずかしいのでございますが、われわれといふことは現在の国及び地方の財政状況から見れば、まあやむを得るところであつて、なおそれはレベルを上げる必要はあるやうなことは、これはもちろんわれわれも考へております。

○加瀬完君 やむを得ぬというのは、交付税法の六条による交付税の率を変へなくともいいという状態だと認めるのか、それとも交付税の率を変へなければならぬやうな状態にあるとお考へになるのか、どちらですか。

○政府委員(小林三三三) これはともかくも二五%がいいのか、二六%がいいのか、あるいはさらに三〇%がいいのか、こういう議論の問題になりまして、結局国税と地方税との配分をどう考へるかということで、本年度におきましてはまあ諸般の事情で二六%で

がまんせざるを得なかつた、しかしまあこれじやいろいろの問題があつてな

○加瀬完君 これは与党の行政部会を中心にして、自治庁も交付税率を上げることに御努力いただきましたことは、私も感謝をするにやぶさかでございます。そこで問題は、あなたの今の御発言非常に重要なことでございまして、結局本年度においても来年度の地方財政の見通しをするときに、これは自治庁から考へても当然交付税率は変へなければならぬやうな状態である、こういう御認定はお持ちになつたわけですね。

○政府委員(小林三三三) 本年度においても申しますか、ともかくも明年度のことも本年度のことも考へたわけでもございませぬが、本年度においては一%を上げていただきましたが、二六%では全く動きがつかぬ、それでわざわざ三十一年度の予算の繰り越しもやつていただいて、そうしてどうやら格好をつけていただいた。こういう形でございまして、明年度以降のこととも考へれば、今のやうな形で繰返すわけにいかぬのでございまして、どうしても基本の交付税率は一・五%ぐらい上げていただかなければ動きがつかぬ、こう考へるのでございませぬ。

○加瀬完君 それでは、まあお認めになつたわけですね。お認めになつたなら、その収支が引き続き合わないときは、第六条第一項に定める率の変更を行うものは

と地方交付税法でも書いてある。お認めになつて、ちゃんと法律で定められておる税率を変えるという作業を一体し得ないといふことはどういふことなんですか。もう一度申しますと、これは与党として税率を三十三年度からは変へなければならぬやうな客観情勢はお認めになつた。自治庁でもお認めになつたと思ふ。お認めになつておれば、これは地方交付税法によると当然率を変へなければならぬ。お認めになつておつて率を変へないのはどういふわけか、こういうことなのですか。

○政府委員(小林三三三) それでは本年度は、従来二五%ぐらいで据え置かれてやつて、二五%ぐらいで据え置かれていたのをごいいます。この一%で足るか足らぬかという議論があります。が、われわれは一%じやまことに足らぬと思つておりまして、たつたけれども、これは国と地方との財源の配分の問題で、本年度はどうかにも動きがつかぬ、こういうやうなごいひは、そうして今の繰り越し措置という異例の措置がとられることになつたわけでございます。

○加瀬完君 繰り越し措置という異例のやり方をしなければ結局二六%というものはバランスが合わない、こういう点は御説明によつてよくわれわれ承知をしておる。しかも政府としては来年度からは一・五%上げるのが至当である、そういう地方財政の実態であるといふことをお認めになつた。そうであるならば、これは当然第六条の第一項の率といふものは変へなければならぬ、ということに交付税法による

れないといふのはどういふことだと、こういうことなんですか。

○政府委員(小林三三三) それは結局そういう状況であるにもかかわらず、三十二年度においては一%しか上げなかつたのがおかしいやないか、まあこういう御議論……

○加瀬完君 そうではあります。与党でも自治庁においても、三十三年度からは一・五%上げるのが至当だといふ客観情勢はお認めになつた。そういう情勢をお認めになれば、交付税法によれば率を変へなければならぬといふ作業を当然伴うやうに法律ができてゐる。その法律に違反をしてまで付帯決議するのやうなものを提出してお茶を濁すのはどういふわけかと、まあ箇に衣を着せないで申し上げるれば……

○政府委員(小林三三三) これは付帯決議をせられたのは私に攻撃せられてもちよつと工合が悪いのでございませぬ。政府としては三十二年度は一%を上げて繰り越し措置をするよりはかき手がなかつたから、万やむを得ずしてまあ予算と法案を提出したわけでございます。その際について国会の方であつた御決議になつたわけ、われわれといふことは御決議の趣旨に従つてさらに明年度の予算の場合には措置しなくやならぬ、こういうふう

に思つておるわけでございます。

○加瀬完君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(本多市郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(本多市郎君) 速記をつけ

○中田吉雄君 この付帯決議ですがね、

この三十三年度以降における公債費の処理や勤務地手当の改正に伴ひ増加する財政需要額に対し、一・五%を引き上げる。これは何も通常国会でやるというのを意味しているわけではないので、早く準備をしても臨時国会があればそれは拘束されないでしようね。来年度の措置を早くつていくと、それはどうなるのですか。

○政府委員(小林三三三) 率直に言へば、これはまあ政府委員に御質問になりますと、政府としてはその趣旨に従つて三十三年度の予算措置において措置をし、それに伴ひ立法措置もやらないと思ひます。

○中田吉雄君 それはいづれこの決議案ができるときには何でしようが、通常国会で法案の改正の措置をするといふことではないのでしようね、その点伺いたい。

○政府委員(小林三三三) そのお尋ねの趣旨ですが、結局三十三年度の予算措置は次の通常国会といふのが常道でございまして、三十三年度の十二月に召集される国会で三十三年度の予算が考へられるわけですから、その予算措置に伴ひまして、その国会で法律を変へるというのがまあ政府としての常道だらうと思ひます。

○加瀬完君 あなたの方ではどうせ来年度一・五%引き上げられるものであれば、ここで成文化しておいてもらつた方がよろしいのか、付帯決議の方がよろしいのか、どつちなのか、事務当局としては。

○政府委員(小林三三三) 事務当局の希望を述べるのはまことにこれは苦しいのでございませぬが、われわれと

いたしましては希望よりも、ともかくも政府委員としては、付帯決議によって措置するという以上のことを、ちよつと申し上げるのは工合が悪いからお許し願います。

○加瀬完君 時間をとりますから大臣がおらなくてもちよつと質問を続けたいと思いますが、衆議院でこの問題の質疑の事を承わったときに、三十二年度では三十三年度の予算を繰るようなことをきめるのはよろしくないというので、付帯決議というものを選んだと、こういうふうにならなつておつたのですが、あなた方が何つておつた点も政府の答弁はそうですか。

○政府委員(小林興三次君) 政府の答弁というよりも、この付帯決議をお作りになりました党の方針はそういうことと、こういう付帯決議で始末をするというのでおきめになつたようにわれわれも了承をいたしております。

○加瀬完君 しかしこの地方交付税法が初めて法律案として上程されて可決されましたときには、本則の第六条では税率を百分の二十二にして、二十九年度特例附則第三項というものを設けて、百分の十九・八七四というややこしい数字で、二十九年度、その年です、翌年度と段階をつけた。また地方税などになりますと、本年度におきまして住民税は三十三年度が百分の二十六、三十四年度以降は平年度として百分の二十八というふうになつたときまである。こういうことは形式上は今まで前例のないわけではない。で交付税法から見れば当然その収支の状態が見合わないということが認定されて、来年度からは一・五上げなければならぬということ、これは前例もあること

だし、特に交付税は、初めの作る年に百分の二十二と百分の十九・八七四という階段をつけたこともあるのだから、当然これはこういう作業というものを進めてはつきりさせた方が正しいと思うのです。これはあなたに何つてもまた答弁にお困りになりましようが、筋は私はそういうものだと思つて、これはこういう作業を続ける担当の方としては私の言うことの方が正しいと思ひますがどうですか。賛成しますか。

○政府委員(小林興三次君) これは今仰せの通り、その交付税率が次年度以降の交付税率を上げるという、国会で現に修正が行われたことは過去においてございます。これはもう事実でございます。そういうことが法律上可能かどうかといへば、もちろん実例がありますから私は可能だろうと思つてございまして、しかし今回の衆議院におかしては、本年度はどうか始末がついておつて、明年度以降の問題であるから、明年度以降の予算編成とから立て法措置もあわせて、予算措置、立法措置あわせて措置した方が適當だろう、こういうことで衆議院の方で御決議になつた次第でございます。われわれといたしましては、その御趣旨に従つて措置をいたしたい、こういうふうになつて存するのでございます。

○加瀬完君 田中長官がいらっしゃいましたので、重ねて伺いたいと思ひますが、衆議院で付帯決議をおつた点にしまして一・五%をお増しになつた点は、大臣を初め、与党の各位の御努力によるものと私は深く感謝をいたしておるわけですが、ところでこれは形式的な問題でございしますが、一・五%

三十三年度から上げなければならぬということ、収支が引き続き合わないという御認定があるからこそ、そういう一・五%上げることが妥当だ、それでバランスがとれるのだという御決議だつたと思ひます。これは御努力の中心でありました長官としては、当然同じお立場をおとりになつていらっしゃると思ひます。そうであるならば、交付税法によれば、収支が引き続き合わないときには、当然税率を要するといふようなきまりがあるわけですから、三十三年度に一・五%上げるということとを本年度の成文の中に織り込んで一向差しつかえない、そういう方法の方が交付税法の精神からいへば完全だと思ひますが、こういう方法をおとりになれなかつた理由は何かおありになるのですか、こういう点であります。

○國務大臣(田中伊三三君) それは上手に申し上げても同じこととございしますから、ざつとばらんに申し上げますと、お説の通りなんです。法文に織り込むことが筋で、法文に織り込んで本年の予算に間に合わない、一・五%は三十三年度でいい、そのころはこれは何でも技術的には可能なん、その通りにやりたいのであります。が、ありのままに申し上げると、党が中に入りまして、大蔵省と地方行政部会、これは政務調査会でございますが、その政策審議会の中心である部会と大蔵省との間の中間に入りまして、盛んに熱意を持って折衝した結果、こういうふうになることがよいということになつたので、党の決定に従つて、こういうふうな形で推進をしてきたわけでございます。ただそれだけの理由、党がそういう態度をおきになつ

た、こういうことで党議に基いてこういう措置を講ずることになつたということが、その実際の折衝に當つた際から申しますとその事情でございます。何にも裏はないわけでありまして。

○加瀬完君 よく御説明はわかりましたので、それ以上この点をただす必要もないと思ひますので、一日も早く一・五のプラスされたものが成文化されることについて一その御努力をお願い申し上げたいと思ひます。

○中田吉雄君 ちよつとたゞいま議題になつてゐる問題とそれと恐縮ですが、皆さんの御了解を得て短時間で質問させていただきますと思ひます。

その国の機関委任の事務と、主務大臣の指揮監督権の問題についてお伺いしたいわけでありまして。それは私の県のことと恐縮ですが、美保基地の拡張にからみまして中海という公有水面を埋め立てて拡張しよう、こういう問題に關連して、地方自治を守る観点から質問したいと思ひます。藤井行政部長にお尋ねいたしますが、公有水面埋立法の第二条によりまして、地方長官に免許権が与えられておりますが、自治法のどこにこの機関委任の事務として規定されておりますか。まず第一点として……

○政府委員(藤井貞夫君) 公有水面埋立法の第二条に「埋立ヲ為サムトスル者ハ地方長官ノ免許ヲ受クヘシ」すなわち埋め立ての場合の免許権が、知事にその権限を機関委任するということに相なつておる次第でございますが、これの根拠は自治法の別表第三というものがございまして、これは「都道府県知事が管理し、及び執行しなければなら

ない事務」ということでそれぞれの法律に基く権限を列挙いたしておるが、その中の百二十二に掲げておる「公有水面埋立法の定めるところにより、公有水面の埋立の免許に關する事務を行い、及び埋立に關する測量又は工事のため他人の土地への立入又は他人の土地の一時使用を許可する等の事務を行うこと」ここに列挙せられておるわけでありまして。

○中田吉雄君 たゞいまの説明で、公有水面の埋め立ての免許権は自治法の別表三の百二十二によつて、埋め立ての免許、立ち入り、一時使用等を機関委任の事務とされることはつきりしたのですが、この知事の免許権と、地方自治法の百五十条ですか、これは県知事の場合ですから、主務大臣の指揮監督のもとにあるわけですから、この指揮監督権と知事の免許権との關係について、まず一般的には指揮監督権の内容を少し御説明願ひたい。

○政府委員(藤井貞夫君) 御指摘に相なりまして、自治法の百五十条におきましては、知事が国の機関として処理する行政事務については、主務大臣の指揮監督を受けるという規定があるわけでありまして、これは国の立場といたしまして、国家事務の円滑なる遂行を確保しようという趣旨に出でたものでございまして、地方自治の建前から申せば、なるべく国というものは、地方の行政の運営にはよほどのことがなければタッチしないというのが原則でございます。自治法の規定自体が戦前と比べて、そういう自主的な運営にまかせる面を非常に大きくしたわけでありまして、しかし国家事務の遂行についてこれを機関としての知

事に行われる場合におきましては、その事務の全国的な統一性なり、運営の適正化をはかって参らなければならぬということから、最小限度の措置をいたしまして主務大臣の指揮監督権を保留をいたしておるわけでありまして、この指揮監督権の内容というものはいろいろございまして、一般的な場合におきましては、あるいは通牒の形式をとる、あるいは告示の形式をとる、その他の具体的な指導方針をもつていく、というような方向によって事柄が処理されて参ることが多いと思ひます。

○中田吉雄君　そこで問題の中心となりますのは、その指揮監督権というものは、公有水面埋立法によって知事に機関委任されている権限を拘束するものかどうか、そのことについて説明していただきたい。

○政府委員(藤井貞夫君)　この点は具体的な問題に相なりますと、これは主務大臣の見解が中心になりますと思ひますが、従つて具体的な問題として私、事態をよく承知いたしておりましたので、一般的に申し上げますと、たとえば公有水面埋立法におきましては、第四条を見ますと「埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ関シ權利ヲ有スル者アルトキハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲナスコトヲ得ス」というようなことで、こういう場合には埋立ての免許をしてはならないというようにことがございまして、従ひましてこれは法令の根拠でございまして、これはこういうことに違反する措置が行われるというような場合におきまして、具体的な指揮監督権の発動があり得ると

いうことだと思ひます。

○中田吉雄君　ただいま御指摘の第四條の二項には、その埋め立てによつて生ずる利益の程度が、損害の程度を著しく超過するといふような判断のときは免許できる、こゝういふ規定に反して主務大臣は指揮監督はできない。その知事の判断と主務大臣の判断が違つたらどうなりますか、四條の第二項二の二のところ。

○政府委員(藤井貞夫君)　「著シク超過スルトキ」といふ点につきましてはこれは法律自体の建前がどの程度のことを予測しておるかといふことで、法律の立法精神といふことになつて参ります。これはそれぞれの主務大臣といふものが、その具体的な認定といふものについて、一応の基準を示す立場にはあると思ひます。しかし一般的に申しますと、そういう具体的な基準を示しておらないといふような場合におきましては、これは地方長官がその認定権の主体になるわけでありまして、その場合におきましては、特別に基準を示して、はつきり認定の基礎ができておらないような場合におきましては、主務大臣は事実上指揮監督といふことを行ふことはないのでないかといふふうに思ひます。

○中田吉雄君　とにかくこの知事に機関委任された権限を拘束するものではないと思ひますが、どうですか。自由裁量の余地の全くないほど、免許権のいろいろな判定をする知事は比較的数量するのしょうが、その自由裁量の余地をなくするほど、私は、この百五十條は自由裁量の余地をなくするほどの強制力、拘束力はないと思ひますか、どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君)　知事に権限を委任したしておりますか、これにおいては、明確な法令の規定に違反するやうな場合、あるいは法律の精神にのつて具体的な運用の基準等を示した場合には、これに違反するやうな場合、それは別でございまして、運用については、指揮監督権が、全く自由裁量を認めないといふ程度のものではな、事態によつて違ひますけれども、全く自由裁量を除くやうなものではないと思ひます。

○中田吉雄君　とにかく、知事の免許権と、ただいまの御説明の百五十條にいう指揮監督権といふものは、公有水面埋立法によつて、知事に与えられた免許権の自由裁量の余地を、全然なくするものではないといふことは、まあはつきりしたわけでありまして、そういうことを、いろいろな指揮監督にもかかわらず、それを知事が聞かないといふやうな場合に、長に対する職務執行命令で百四十六條を発動したといふやうな例がありますか、そういう例が。

○政府委員(藤井貞夫君)　百四十六條の實際の例につきましては、府県の場合同、今まで一件も私の知つておる限りではございません。

○中田吉雄君　法制局の方から第一部長が出席になつておられますのでお尋ねしますが、公有水面埋立法の第三條に、地元市町村会の意見を徴してこれをきめるといふふうになつておるのですが、これは意見を徴してきめるといふことですが、また、地元といふことと関係市町村といふことはどう違ひますか、「地元市町村会」と「関係市町村会」と、よく二つの使い分けがある

のようですが、その点はどうなのですか。○政府委員(龜岡康夫君)　公有水面埋立法の三條に、ただいま御指摘の「地元市町村会」意見ヲ徴シ之ヲ為スヘシ」といふ規定がございまして、この場合の地元と申しますのは、まさに公有水面を埋め立てられる場合の、その該当市町村といふ意味であらうと思ひます。それから関係市町村といふ言葉がほかの法令で使われておる場合があると思ひますが、これは、それぞれその法令の規定によつておのおの關係の範囲がきまつてくると思ひますので、こゝで具体的にその關係がどうかといふ答弁はむづかしいと思ひます。

○中田吉雄君　ちよつと地元といふものがどうもはつきりしないのです。地元関係市町村、地元市町村、関係市町村……

○政府委員(龜岡康夫君)　公有水面埋立法の三條にありますが地元といふ場合に、公有水面は、第一條にあります通り「國ノ所有ニ屬スルモノ」といふことになつておりますが、これは、おのおのその公有水面が關係すると申しますか、その市町村があると存じます。そういう市町村が地元市町村、こゝういふことになると思ひますが、正確に「關係」と「地元」はどう違ひかといふことになりまして、まあこれは感じの問題になりますので、古い法令と新しい法令によつて若干そこで使ひ方を異にしているかも知存しますが、まあその厳密にお考えにならなくても、關係とお思ひになれば關係といつても差しつかえないと思ひます。

○中田吉雄君　この問題は、あとで。もう一点、意見を聞いてきめるとなつてゐるんですが、これは關係市町村会

の意見の通りにせぬでもいいでしよう。拘束力はないでしよう、その点。○政府委員(龜岡康夫君)　ただいま公有水面埋立法の第三條の、意見を徴してきめると、こゝうあります場合の意見を徴してといふのは、もちろんその意見がなされた場合に、尊重はしなければならぬと思ひます。しかしながら、その処分を、いたします場合に、それに絶対に拘束されるという性質のものではないと考へます。

○中田吉雄君　もう一点だけ。防衛庁の北島経理局長にお伺ひしますが、私のところの県會議員の諸君が来まして、防衛庁の首脳部と打ち合せまして、この公有水面の埋め立てをやつて美保基地の拡張をやる、その法的な根拠は、地方自治法の百五十條を發動して、知事の持つてゐる免許権に対して主務大臣が指揮監督して、自由裁量の余地を全然なくして、そして早急にやらせる、そしてそれを知事がやらぬ場合は、地方自治法の百四十六條を發動して罷免する措置をとる、そして國家行政組織法の第十五條の關連でとにかくこの地方自治法百五十條、百四十六條、行政組織法の十五條を發動して、知事の持つてゐる免許権に自由裁量の余地をなくして、鬘髪を入れず十億の金を出して六月からやる、こゝういふことを防衛庁の最高首脳部は、これはほんとうは内閣委員會でやるべきですが、地方自治、知事の持つてゐる権限に対する、機關委員の事務に対する重大な侵害として、もしこゝういふことがありとするなら、われわれとしてはこれを等閑に付することができない、地方自治法を擁護する意味で、再軍備に反対が賛成かといふやうなこと

は別として、知事に機関委任された権限をそういうことでやられるような話がついてゐるのか。また、最近防衛庁は、あの落ちました飛行機に地元の市町村会議員を乗けて立川飛行場にきて帰ったとたんに飛行機が落ちたりした。防衛庁がいりいなことをやっ

て、切り崩をやつて地方議会を非常に弛緩させるようなことをやつておられる。地方新聞大新聞の鳥取県版のトップ記事で法的な根拠を示して、防衛庁の不動の決意というように出てゐるのですが、そういうことがありま

すか。
○政府委員(北島武雄) けさほとんど実は内閣委員会である委員の方から防衛庁長官にそういう質問がありまして、私そばで承つて実はびっくりしたのです。そういう新聞を拝見したことがございせんが、もしあるとすれば拝見したいと思つてござい

まして、長官もその節お答えになりましたが、防衛庁といたしましては、ただいま御質問がございましたように、地方自治法の百五十条でございまして、あるいは百四十六条、国家行政組織法の十五条でございまして、そういうものを援用いたしまして高圧的にやるといふようなことは毛頭考えておらないのであります。この点は長官も先ほど内閣委員会ではっきり御答弁いたしました。

○中田吉雄君 それでは、局長の発言でよくわかりました。そういう無理のないようなことをよく希望しておきます。
○委員長(本多市郎君) 他に御発言はございせんか。
【なし】と呼ぶ者あり

も維持することができない。こういう事態の認識というものがはつきりと把握されておるか。こういう点に欠けるものがあると思つております。
第二点は、先ほど質問の中にも申し上げましたが、交付税の算定に誤りがあるという点であります。

第三点は、付帯決議の内容を法律となし得ないところの理由は何か。当然法律となし得べきものであるのを、ことさらに衆議院におきましては付帯決議という形で成文化を避けた。これは不合理である。

以上の三点を申し上げまして反対理由をいたします。
○大沢雄一君 私は政府案に賛成の討論を行うとともに、この際お手元に配布いたしました通りの付帯決議案を提案いたします。

三十二年度交付税の最も大きな問題は、国税の減税に伴う地方交付税の減収約二百二十億圓に對し、いかに對処し、地方財政の恒久的安定を確保すべきにあると考へます。この点に關し政府案は自然増収百六十八億圓とこれに對して税率を一・七二億圓相当を引き上げるとともに、さらにさきに成立せる三十一年度の交付税特例法により繰り越してきた八十六億圓をもつて、三十二年度限りの公債費処理對策を行い、三者相まつて交付税問題に對処せんとするものと認められるのであります。すでに、国庫の歳入が、確定予算をもつて必要欠くべからざる各級の施設費として、余すところなく配分されてしまつております現在といひまして、私は政府案を認めるはかないと考へるものであります。この意味において私は今年度の措置として政府

案に賛成するものであります。これが私の賛成する理由でございます。
次に付帯決議案であります。まず朗讀いたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案に對する付帯決議(案)
政府は、地方財政の現況にかんがみ、左の措置を講ずべきである。
一、昭和三十三年以降に於ける公債費の処理及び勤務手当制度の改正に伴ひ増加する財政需要額に對し、地方交付税率を一・五%引き上げることにより措置すること。

右決議する。
この決議案のねらいは、三十三年以降逐年累加の傾向にある公債費の処理對策をいかにすべきかにあります。なおまた三十三年度には、公債費以外にも勤務手当制度の改正による義務支出としての給与費、三十三年度分増加額二十二億圓の問題がありますので、兩者を合せて自由民主党においては去る十四日正式決議をもつて、三十三年度以降交付税率をさらに一・五%引き上げて二七・五%とすることに決議の確定をみたのであります。私はこれが実現できるならば、減税による交付税のこれまでの問題は、さつぱりと了解することができると信ずるのであります。従つて私はこれをきわめて重視いたしまして、必ず實現せらるべきを信ずるものであります。すでに各位の御承知の通り、衆議院の地方行政委員会においても、この付帯決議案と全く同様の付帯決議がなされ、政府当局、ことに大蔵大臣が誠意をもつてこれを実現する旨御答弁せられたと承わつておるのであります。よつて私は、参議

院地方行政委員会においても、その最も權威ある御決議をもつてこれを御決定下され、これをもつて重ねて強く政府に實現を迫つていただきたいと念願するものであります。

以上が付帯決議案の趣旨であります。何とぞ各位の御賛同をお願いいたします。
○森八三三君 私は原案並びにたたいま大沢委員提案の付帯決議に賛成をいたすものであります。

ただこの際一言付加しておきたいことは、田中大臣からも衆議院の審査に際しましては同様の意思の表示がせられ、大蔵大臣もその実現については誠意をもつてこれに對処する、というよう

な発言があつたといふことであります。この実現を期するといふような強い御意思である模様でありますので、そこに疑念を生ずることはないものと思ひますが、従来のきわめて少い例であつたかもしれませんが、そういうような非常に強い態度が表明されておつた案件でありまして、それがその通りに実現をされず、いつとはなしにすでに言つたような事例がないわけでもないと思つております。この付帯決議につきましては、政府が表明せられておる態度は絶対のものである、ということをよく了解いたしますと同時に、そのことを強く要請いたしまして賛成の意を表するものであります。

○委員長(本多市郎君) 他に御発言はございせんか。……御発言がないようでございますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。速記をとめて。

【速記中止】
○委員長(本多市郎君) 速記をつけ

て。地方交付税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(本多市郎君) 多数と認めます。よって本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に大沢君より提出されました付帯決議案を議題に供します。大沢君提出の付帯決議案を、本委員会の決議とすることに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(本多市郎君) 多数と認めます。よって大沢君提出の付帯決議案は、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、ただいま決定いたしました付帯決議に対する政府の所信を聴取いたします。

○國務大臣(田中伊三君) ただいまのいただきました付帯決議の御趣旨に沿ひまして、来たる通常国会におきましては国家財源のいかんにかかわらず、交付税率二七・五に改正する法律案を提出する決意でございます。

○委員長(本多市郎君) 次に交付公債に関する件について、大沢君より発言を求められております。大沢君に発言を許します。

○大沢雄一君 御承知のごとく交付公債は、国の直轄工事につき、財政の窮乏せる現在の地方団体が、負担金納付の手段として交付されているものでありまして、一種の分割納付の証書であると私は考えるのであります。この証書に対して政府が利子を、しかも相当

高いものを徴されるということは、地方財政の現状、直轄工事の本質にかんがみ当を得ない、いわば一種の弱者いじめではないかと考えるのでございます。よって政府は今までの滞納分はやむを得ないとしても、その他は将来に向つて一切無利子とすべきことを強く要望いたします。この御決議をお願いした次第であります。何とぞ各位の御賛同をお願いいたします。

〔参照〕
決 議
国の直轄工事に対する地方団体の分担金は、その特殊性に基き、交付公債により納付することができるとされているが、地方財政の現状及び直轄事業の本質等に鑑み、政府は、交付公債を無利子とする措置を講ずべきである。右決議する。

○委員長(本多市郎君) ただいま大沢君より決議案が提出されました。よってこの決議案を議題に供します。本決議案を委員会の決議とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

○委員長(本多市郎君) 全会一致と認めます。よって大沢君提出の決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

委員長より関係各大臣に対し、本決議文を手交し、善処方について要望いたします。

なお先ほど可決されました地方交付税法の一部を改正する法律案に対する、本院規則第四十四条による本会議における委員長長の口頭報告の内容、第七十二条

により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続については、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認めさう決定いたします。それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

吉江 勝保 小林 武治
伊能繁次郎 大沢 雄一
安井 謙 森 八三一
成田 一郎 小柳 牧衛
白木義一郎 伊能 芳雄

○委員長(本多市郎君) 次に請願の審査を行います。請願第十五号遊興飲食税減免に関する請願外百二十件を一括して議題に供します。お手元に資料を配付いたしましたから、便宜この資料に掲載された順序によつて審査を行います。

なお念のため申し上げておきますが、請願の審査の結果は次のように區別して議長に報告することとなつております。すなわち一、議院の会議に付するを要するもの、すなわち二、議院の議に付するを要しないもの、すなわち三、採択すべきものについて、

一、採択すべきものについては、さきに内閣に送付するを要するものと、内閣に送付しないで本院において措置すべきものとに區別する。なおこのほかに実際の取扱ひとして決定を留保するもの、以上であります。この点お含

みの上審査をお願いいたします。

まず地方自治法関係、七件について専門員の説明を聴取いたします。

○専門員(福永一郎君) 簡単に御説明申し上げます。最初の五百九十八号は、自治法の百一条に定められております地方公共団体の議会の臨時会の招集について、長の招集義務に期限の定めがないのは不備であるから、これに期限を付するように同法の改正を望むというものでございます。

次の千五百一十号から以下五件は、現在人口三万以上を持つておる全国に六十二の町村がございまして、これらが早く市制を施行できるように、地方自治法第八條の市になる要件人口五万を、三万に改められたというものでございまして、

最後の千七百九十一号は、町村議会の事務局を、現在はこの定めがありませんが、町村議会の事務局が設置できるように自治法を改正せられたというものでございまして。

〔委員長退席、理事大沢雄一君着席〕

○理事(大沢雄一君) ただいまの請願について政府の意見を聴取いたします。

○政府委員(藤井貞夫君) 第一点の、臨時会の招集請求がありました場合に、おける長の招集について、一定の期限を付するという問題でございますが、現行法におきましては、議員の一定数の者から臨時会の招集請求がございまして、場合によっては、長はすみやかに臨時会の招集を行ふべき趣旨に相なつておるのであります。一般的に申しまして、議員の臨時会請求がございましたならば、それに応じて臨時会の招集が

行われており、事実上の請求権は保障されつつ運営されているように見受けられますので、現状におきましてはわれわれといたしましては、今直ちにこの規定を設ける必要性に乏しいのではないかと、さういふ弊害が明らかに出で参りますような事態がございまして、これは考えなければならぬ。この点につきましては、なおよく検討したい。われわれの態度としてはこのように考えております。

それから第二の点の市となるべき要件のうち、五万以上とありますものを三万以上に引き下げるという点でありまして、この人口につきましては、御承知のように従前が三万以上とありましたが、この答申の趣旨を受けまして、二十九年の第十九国会におきます地方自治法の一部改正案をもちまして、五万以上に改められたものでございまして、いろいろ町村合併が進んで参りますので、従来の市と同じ三万である町村との間に、均衡の問題を生ずるということとはわかるのでございますけれども、この改正が行われた際におきまして、すでに這般の情勢に対応いたさるために、特例規定も設け、暫定的に経過措置を設けたものでございまして、今これをさらに三万に引き下げるということは、われわれといたしましては、率直に申してこの意見には賛成をいたしかねるのでございます。

○理事(大沢雄一君) 別に御発言がなければ採決したいと思ひますが、御意見がありましたら一つ。……いかがでございますか、この際一つ留

保してもう少し検討していただいた方が適當かと思ひます。ただいまの七件はいずれも留保することに御異議ございませんか。……速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(大沢雄一君) それでは速記をつけて下さい。御異議ないと認めて留保に決めます。

次に第千五百八十九号から第千二百三十三号までは同様の案件でございますので、一括して付議いたしたいと存じます。説明を求めます。

○専門員(福永与一郎君) ただいまの八件のうち初めの四件は、新市町村建設促進のために各種の措置を要望いたしますが、中にも特に財源措置に力を注がれたいというものでございます。あとの四件はそれぞれ表題にございまして、町村合併問題に対して、賛成あるいは反対の要望でございます。

○理事(大沢雄一君) 御発言がなければ採決したいと思ひます。初めの四件は採決して内閣に送付することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大沢雄一君) それでは採決いたします。内閣に送付することにいたします。

次の四件は留保することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大沢雄一君) 留保することに御異議なければ、留保と決定いたします。

次に第千二百十号から第千六百五十号までの十件を付議いたします。専門員から説明をお願いします。

○専門員(福永与一郎君) ただいまの

十件のうち、最初の六件は地方公共団体の臨時職員の身分を確立するため、地方財政計画上の給与単価の引き上げ、その他の措置を要望するものでございます。次の千四百八十六号と千七百七十七号、この二件は、地方公務員法の改正案に含まれております。地方公務員のいわゆる停年制の問題の中で、教育公務員については特にその特殊性にかんがみて、慎重な取扱いを望むというものでございます。その次の千五百九十二号は、地方公務員の停年制の規定は適當であるから、同法案の早期成立を望むというものでござい

ます。最後の千六百五十号は、都道府県の保険課に勤務する職員の身分は、現在國家公務員となっておりまして、これは實際の事態に即しないので、これを地方公務員に身分を移してもらいたいというものでございます。

○理事(大沢雄一君) 政府の意見を聴取いたします。

○政府委員(藤井貞夫君) 簡単に申し上げます。臨職の関係は、これはいろいろ問題点がございまして、私たちとしては、できるだけ臨時職員の身分の確立をはかりたいというところで、昨年以来鋭意努力をいたして参っております。なおこの点につきましては、今後とも一そうの努力をいたしたい、かように考えております。停年制については、意見は申し上げませんが、都道府県の保険課勤務職員の身分移管については、われわれとしても賛成でございます。

○理事(大沢雄一君) いかがでございますか。……それでは第千二百十号から第千五百九十二号までは留保することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大沢雄一君) では留保と決定いたします。

次に、千六百五十号は採決して内閣に送付することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大沢雄一君) 採決と決定して、内閣に送付いたします。

次に、離島振興法関係の二件を問題に供します。本件につきましては、すでに専門員から説明を聴取してありますので、直ちに採決をいたしたいと思ひます。採決して内閣に送付することに御異議ございませんか。

○理事(大沢雄一君) では採決と決定いたします。……内閣に送付いたします。

次に、行政書士法関係の第千五百五十七号を議題に供します。専門員の説明を求めます。

○専門員(福永与一郎君) 第千五百五十七号は、現在行政書士法の第十五条におきまして、都道府県の区域ごとに会則を定めて行政書士会を設立することができると規定されておりますが、諸願の趣旨は、これを義務化してもらいたいというものでございます。

○理事(大沢雄一君) 御発言でございますか。……御発言なければ採決をいたします。留保として御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大沢雄一君) 留保と決定いたします。

次に、地方財政再建促進特別措置法関係の第百九十七号を議題といたします。

○専門員(福永与一郎君) 百九十七号は地方財政再建促進特別措置法の施行に伴ひまして、これらの寄付金の支出は禁止されておりますが、なお関係機関、団体に対して実効が上るよう十分指導を望むという趣旨のものでございます。

○理事(大沢雄一君) 採決して内閣に送付することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大沢雄一君) それでは採決と決定いたします。……内閣に送付いたします。

次に地方交付税法関係第百九十五号より第千九十八号まで十二件を議題に供します。すでに説明が済んでおりますが、ちよつと内容の点につきましてまだ十分わかつておらぬ点があるように思ひますので、第百九十五号について専門員の説明を求めます。

○専門員(福永与一郎君) ただいまの十二件のうち第百九十五号は少し内容が變つておりまして、これは山形県だけの問題でございます。山形県下の町村は新町村建設事業の重点的な実施、災害等のために特に特別交付税の増額を望むというものでございます。あと一般的の交付税の税率についての引上げその他を要望するものでございます。

○理事(大沢雄一君) はかに御発言がなければ採決したいと思ひます。……第百九十五号は留保することにしまして、もう少し検討したいと思ひます。……御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大沢雄一君) 留保と決定いたします。

次に、第百九十五号を除いたその他につきましては、すでに説明も済んでおりますし……。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(大沢雄一君) 速記をつけて下さい。第百九十五号につきましては留保に御異議ございませんか、重ねて確かめます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大沢雄一君) 御異議ないと認めて留保と決定いたします。

その他の案件につきましては、いずれも採決して内閣に送付することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大沢雄一君) 御異議ないと認めて留保と決定いたします。

次に、その他の財政関係九件、第百五十五号から第千七百六十六号まで九件を一括して議題といたします。専門員の説明を求めます。

○専門員(福永与一郎君) ただいまの九件はいずれも地方財政に関するものでございまして、すなわち地方財政に關し国の減税に伴う財源補てん、國家公務員の給与に見合う地方公務員の給与改訂に要する財源の付与、公債費対策の確立合理化、地方債の利子の引下げ、中小都市に対する公募債割当の抑制その他のことを要望するものでございます。

○理事(大沢雄一君) 第百五十五号につきましてはいろいろ問題が多いと思ひますが、なお留保して検討することにして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大沢雄一君) 留保と決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大沢雄一君) 御異議ないものと認めて留保と決定いたします。その他の諸願につきましては採択して内閣に送付することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(大沢雄一君) 御異議ないものと認めて採択と決定し、内閣に送付いたします。

次に地方税法関係の第五百五十六号から第二百三十三号まで二十一件を一括して議題といたします。専門員の説明を求めます。

○専門員(福永与一郎君) ただいまの二十一件については御説明済みでございますが、ただ一つ最後の第二百三十三号は最近のものでございますから御説明がまだ済んでおりません。その内容はたばこ小売業に対する事業税を非課税とせられたいというものでございます。

○理事(大沢雄一君) 第五百五十六号より第二百三十三号までの四件は留保とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(大沢雄一君) 御異議ないものと認めて留保と決定いたします。

次に第三百四十四号につきましては、すでに税法の改正も済んでおりますように思いますがこれは留保して御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(大沢雄一君) 留保と決定いたします。

次に第三百七十六号から第五百四十号までの四件。

○専門員(福永与一郎君) ただいまの四件は、軽減は一応この前の法律で実現されましたけれども、諸願はさらに百分の四まで軽減してもらいたいとい

うものでございます。

○理事(大沢雄一君) ちょっと速記を止めて下さい。

「速記中止」
○理事(大沢雄一君) 速記をつけて下さい。ただいまのこの四件につきましては留保とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(大沢雄一君) 御異議なければ留保と決定いたします。

次に第六百八十六号から第九百二十七号までにつきまして、これも前同様留保とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(大沢雄一君) 御異議ないものと認め、留保と決定いたします。

次に第二百百号から二百百三十三号、留保に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(大沢雄一君) 留保と決定いたします。

次に自動車税関係の第六百号を議題に供します。専門員の説明を求め

ます。

○専門員(福永与一郎君) これも自動車税関係、六百号はすでに御説明申し上げました。

○理事(大沢雄一君) 留保と決定して御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(大沢雄一君) 留保と決定して御異議ございませんか。

次に遊興飲食税関係、第十五号から第八百三十九号まで十二件を一括して議題に供します。専門員の説明を求め

ます。

○専門員(福永与一郎君) ただいまの十二件のうち、最後の千八百三十九号公給徴収証制度廃止に関する件を除いては、すでに御説明済みでございます。最後のものは表題の通りでございます。

○理事(大沢雄一君) いずれも留保に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(大沢雄一君) 御異議ないものと認めて留保に決定いたします。

次に住民税関係第六十八号から第四百二十号の六件を議題に供します。専門員の説明を求め

ます。

○専門員(福永与一郎君) 住民税関係六件はすでに御説明済みでございますが、内容は、市町村住民税の課税は、前年度課税所得金額を基準として課税されるのでありますが、青色申告者は専従者一人について八万円を限度として控除されるために、一般住民の市町村民税と不均等になっておりますので、これが是正を望むというものでござ

います。

○理事(大沢雄一君) いずれも留保することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(大沢雄一君) 留保と決定して御異議ございませんか。

次に電気ガス税関係、第五十九号を議題に供します。専門員の説明を求め

ます。

○専門員(福永与一郎君) これも御説明済みでございます。

○理事(大沢雄一君) 留保と決定して御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(大沢雄一君) 留保と決定して御異議ございませんか。

次に、軽油引取税関係、第二百七十五号より第九百二十一号まで、十一件を議題に供します。専門員の説明を求め

ます。

○専門員(福永与一郎君) これも御説明済みでございますが、最初の二百七十五号は、軽油引取税創設の際の両院の付帯決議の趣旨に沿って配慮をせられたいというものであります。

○理事(大沢雄一君) いずれも留保することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(大沢雄一君) 御異議ないものと認めて、留保と決定して御異議ございませんか。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律関係、第六百十八号を議題に供します。留保することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(大沢雄一君) 御異議ないものと認めて、留保と決定して御異議ございませんか。

次に、警察関係第四十七号を議題に供します。専門員の説明を求め

ます。

○専門員(福永与一郎君) ただいまの警察関係の第四十七号は、自動車運転労働者の道路交通法違反に対しまして、現行法によりますと行政処分と刑事処分と、いわゆる二重処分が行われる制度になっておりますが、これは酷であるから同法を改正せられたいという趣旨のものでございます。

○理事(大沢雄一君) 政府から意見を聴取します。

○説明員(宮地直邦君) 本問題につきましては、他の委員会におきましても同じような御意見がございまして、私の方で慎重に考慮しておるわけでござ

いますけれども、刑事処分と行政処分と根本的に性質を異にいたします。刑事処分は御承知の通り、処罰自体を目的とするものでございますが、行政処

分の方は、一般人ができないことを、特定の技能を持ちあるいは技能があるというところに基きまして、許可をして

おる状態でございますので、法違反がございまして、行政処分をし、また、その結果によりましては、司法処分も必要であることもあります。御諸願の気持はよくわかりますが、現在の建前から

いきまして、二重処分を直ちに廃止することはできないと考えておるのであります。また他の委員会でもそうお答えいたしておる次第であります。

○理事(大沢雄一君) ただいまの説明によつてみましても、本件は留保とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大沢雄一君) 御異議ないものと認めて、留保と決定いたします。

次に、消防関係、第五百九十九号を議題に供します。

本件は採択し内閣に送付するものと決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大沢雄一君) 採択と決定し内閣に送付いたします。

最後に、公職選挙法関係、第千八百十八号を議題に供します。専門員の説明を求めます。

○専門員(福永与一郎君) ただいまの最後の千八百十八号は、現在の公職選挙法を徹底的に改正して、立候補供託金制度の全廃、あるいは在来のごとき選挙運動の全廃等、公職選挙法を大巾に改正せられたいということでございます。

○理事(大沢雄一君) 留保することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大沢雄一君) 御異議ないものと認めて、留保と決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後三時五十五分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕